

株主総会資料の電子提供制度の概要と企業対応

CrossOver法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士。2009年弁護士登録。大手法律事務所、法務省民事局（会社法改正法立案担当）での経験を経て、現在は、上場・未上場企業の一般企業法務、M&A、IPO支援を主に手がける。06年東京大学法学部卒業、08年東京大学法科大学院修了、15年シカゴ大学ロースクール卒業（LL.M.）。

青野雅朗
Aono Masaaki

株主総会資料の電子提供制度の創設に関する会社法改正法が2022年9月1日から施行される。関連する定款の変更についてはすでに対応を行った会社が多いと思われるが、そのほかに施行日に向けて対応が必要となり得る事項や、実際に電子提供措置をとることを見据えて検討しておいたほうがよいと考えられる事項について改めて整理しておくことも有用だと思われる。本稿では、そのような観点から、当該制度の概要と留意点等について解説する。

I 株主総会資料の電子提供制度の創設

1 施行

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律70号）（以下「改正法」という）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律71号）（以下「整備法」という）のうち、株主総会資料の電子提供制度の創設に関する部分が、2022年9月1日（以下「本施行日」という）から施行される予定である（会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令334号）¹）。

これに伴い、上場会社（振替株式を発行する会社）については、株主総会資料の電子提供制度を利用することが義務づけられ（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）159条の2第1項）、株主総会資料について電子提供措置をとることが原則となる。

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載（電子提供措置）し、当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載等して通知することにより、株主に対し株主総会資料を提供したものとする制度である

（会社法325条の2）。

電子提供措置の対象となる株主総会資料とは、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類および事業報告（監査報告および会計監査報告を含む）ならびに連結計算書類（会計監査報告および監査報告を含む）の内容である情報を指す（会社法325条の2）。

これらの情報については、従来は、原則として、書面で株主に提供する必要があったが（ただし、一部の事項についてはいわゆるウェブ開示が認められていた）、株主総会資料の電子提供制度を利用する会社においては、原則として、ウェブサイトへ掲載することで株主に対して提供することとなる。これにより、印刷や郵送の時間、費用等が削減され、株主に対し、早期に、かつ、充実した株主総会資料の提供がされるようになることが期待されている。

なお、利用例は多くないと予想されるものの、株主総会資料の電子提供制度は、上場会社（公開会社）のみならず、非公開会社も利用することができる。

2 定款の定めと経過措置

株主総会資料について電子提供措置をとる場合には、その旨を定款で定める必要がある

¹ 本稿において引用する法令の条文番号は、改正法および整備法ならびに関連する法務省令による改正後のものを記載する。

(会社法325条の2第1項柱書き)。ただし、本施行日において振替株式を発行している会社(すなわち、本施行日において株主総会資料の電子提供制度の利用が義務づけられることとなる会社)は、本施行日を定款変更の効力発生日として、電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款変更決議をしたものとみなされる(整備法10条2項)。

もっとも、このように定款変更決議をしたものとみなされた会社においても、本施行日から6カ月以内の日に開催される株主総会の招集手続については、なお従前の例によることとされていることから(整備法10条3項)、これらの会社が実際に電子提供措置をとるのは、2023年3月以降に開催される株主総会についてからとなる。

さらに、整備法10条2項のように法律の改正に伴って法律上一定の定款変更決議をしたものとみなされる場合であっても、実務上は、法律上定款変更決議をしたものとみなされるものと同内容の定款変更を実際の株主総会決議によってする(当該改正の施行日に先立ちこれを行う場合には、当該改正の施行を効力発生条件とする)ということが行われる。

そして、株主総会資料の電子提供制度の創設との関係では、後述する電子提供措置事項記載書面への記載の省略を行うために必要な定款の定めを設ける定款変更は、実際の株主総会決議により行う必要があることもあり(会社法325条の5第3項)、本施行日に先立って、かかる定款変更とあわせて、定款に電子提供措置をとる旨の定めを設ける定款変更を実際の株主総会決議により行った上場会社が多いようである²。

なお、このような上場会社についても、前記のとおり実際に電子提供措置をとるのは2023年3月以降に開催される株主総会についてからであり、反対に、それ以前に電子提供措置をとることはできないと解される³ことには留意が必要である。

また、定款変更を行った場合には会社に備え置く定款を差し替えるべきこととなるが(会社法37条1項)、実際の株主総会決議によって定款変更を行ったわけではなく、法律上定款変更を行ったとみなされた上場会社も、会社に備え置く定款に関する対応が必要となる。

この対応としては、代表取締役等の権限で定款変更をしたとみなされた内容を反映した定款に差し替えることができるが、実務上は、法律上定款変更決議をしたものとみなされたものと同内容の定款変更を実際の株主総会決議によってするまでの間は、従前の定款とともに、みなし定款変更がされている旨の説明文を備え置く対応がとられることが多いと思われる⁴。

3 登記と経過措置

電子提供措置をとる旨の定款の定めがあることは登記事項である(会社法911条3項12号の2)。

電子提供措置をとる旨の定款の定めを新たに設けたときは、通常は、2週間以内に変更の登記をしなければならない(会社法915条1項)。しかし、先述した整備法10条2項により当該定款の定めを設ける定款変更決議をしたとみなされる上場会社は、本施行日から6カ月以内に変更の登記をすればよいとして一定の猶予期間が設けられている(整備法10条4項)。ただし、かかる6カ月の期間中に他の登記をするときは、当該他の登記と同時

² 定款変更の内容については、2021年10月22日付全国株懇連合会理事会決定「株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正について」および2022年2月4日付全国株懇連合会「株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの補足説明について」が参考になる。

³ 神田秀樹ほか「座談会 令和元年改正会社法の考え方」旬刊商事法務2230号15頁～16頁、竹林俊憲発言

⁴ 前掲注2・「株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正について」

に、電子提供措置をとる旨の定款の定めに係る登記をしなければならないこととされているため、留意が必要である（同条5項）。

なお、本施行日に先立って、すでに、定款に電子提供措置をとる旨の定めを設ける定款変更を実際の株主総会決議により行った上場会社についても、整備法10条4項および5項が適用され、同様に一定の猶予期間が認められると解される⁵。

II 株主総会資料の電子提供制度の概要と留意点

1 電子提供措置とアクセス通知

(1) 概要

株主総会資料について電子提供措置をとる会社は、株主総会の招集手続として、少なくとも以下の手続をとることとなる。

- ① 株主総会の日の3週間前の日または下記②のアクセス通知を発した日のいずれか早い日から電子提供措置事項をウェブサイトに掲載する（会社法325条の3第1項）⁶。
- ② 株主総会の日の2週間前までに、株主に対し、株主総会の日時・場所、議題、電子提供措置をとっている旨、上記①のウェブサイトのURL等を記載した招集通知（いわゆるアクセス通知）を発する（会社法299条1項・4項、325条の4第1項・2項、同法施行規則95条の3第1項1号）。

(2) 株主総会資料の準備スケジュール

(1)①の電子提供措置事項のウェブサイトへの掲載については、求められるのが書面の発送か電子提供措置かの違いはあるものの、形式的には、法定の期限が従来の株主総会の日の2週間前から3週間前に前倒しされた格好になる。

これまでも、株主総会招集通知の早期開示に任意に取り組んできた上場会社においては、結果として影響は大きくないこともあろうが、監査等の手続も含めて株主総会資料の内容の準備スケジュールに問題がないか、点検しておく必要がある。

なお、非公開会社については、公開会社と異なり、従来の書面での株主総会招集通知は原則として株主総会の日の1週間前までに発すればよいこととされているが（会社法299条1項）、株主総会資料について電子提供措置をとることとした場合には、非公開会社についても(1)①および②の期限は緩和されず、公開会社と同一の期限が適用されることには留意が必要である。

(3) ウェブサイト

(1)①の電子提供措置事項を掲載するウェブサイトについては、その数は制限されておらず、複数のウェブサイトにおいて電子提供措置をとっている場合には、それぞれのウェブサイトのURLを(1)②のアクセス通知に記載することとなる⁷。東京証券取引所ホームページの株主総会資料の公衆縦覧用サイトのURLを参照先と指定することもできる⁸。

アクセス障害等何らかの理由で電子提供措置をとっているウェブサイトの閲覧ができなくなったことにより招集手続に瑕疵が生じるリスクを低減するために複数のウェブサイトを利用することを含め、電子提供措置事項を掲載するウェブサイトについても具体的な対応を検討しておく必要がある。

なお、(1)②のアクセス通知に記載するURLについては、電子提供措置をとって

⁵ 前掲注3・15頁～16頁、竹林俊憲発言

⁶ 電子提供措置事項とは、株主総会資料の内容である情報のほか、招集通知記載事項（株主総会の日時・場所、議題等）、株主提案に係る議案の要領、電子提供措置をとった事項の修正に関する事項を指す（会社法325条の3第1項各号）。なお、電子提供措置事項の掲載は株主総会の日から3カ月を経過する日までの間継続する必要がある（同項）。

⁷ 法務省「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」（2020年11月24日公示）（以下「パブコメ結果」という）第3.1(1)⑤

⁸ 前掲注3・12頁～13頁、竹林俊憲発言

るウェブサイト自体のURLを記載する方法のほか、会社のウェブサイトのトップページ等のURLを記載し、当該トップページから目的のウェブページに到達するための方法を併記することなどもできるとされている⁹。

(4) 送付物等

電子提供制度のもとでは、株主総会の招集手続として株主に対して送付する必要があるのは、原則として、(1)②のアクセス通知のみである。ただし、後述するとおり、書面交付請求をした株主に対しては、アクセス通知とともに電子提供措置事項記載書面を交付しなければならない(会社法325条の5第2項)。

また、議決権行使書面の内容である情報については、株主に対し、アクセス通知とともに議決権行使書面を交付するときは電子提供措置をとる必要はないとされている(会社法325条の3第2項)。議決権行使書面の内容である情報は株主ごとに個別性のある情報を含むことから、実務上は、少なくとも当面の間は、電子提供措置をとるのでなく、議決権行使書面をアクセス通知とともに送付する取扱いが主となるのではないと思われる。

さらに、アクセス通知とともに、後述する書面交付請求に関する案内や、書面交付終了通知・異議催告(会社法325条の5第4項)のほか、議案の説明や従来の株主総会参考書類に相当する書面等を任意に株主に送付することも許される。株主に対して事前にどのような書面を送付するかについては、株主総会資料の電子提供制度の創設の趣旨や、昨今の電子化に向けた潮流をふまえれば、書面から電子への移行に資する対応をとっていくことが基本的な姿勢になると考えられるが、議決権行使比率への影響や株主総会当日の運営上の

便宜なども考慮要素となり得るだろう¹⁰。

株主総会会場において書面での資料を配布するかなども含め、各社の事情に応じて、具体的な対応方針について検討しておくことが必要となる。

2 書面交付請求

(1) 株主による書面交付請求

会社が株主総会資料について電子提供措置をとる場合であっても、株主は、会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面(電子提供措置事項記載書面)を交付するよう請求(書面交付請求)することができ、株主総会の基準日までに書面交付請求をした株主に対しては、会社は、アクセス通知とともに電子提供措置事項記載書面を交付しなければならない(会社法325条の5第1項・2項)。

書面交付請求をする方法には、①会社に対してする方法と、②振替株式の株主の場合には、株主が証券口座を開設している証券会社等を経由してする方法(振替法159条の2第2項)とがある。①の方法をとるためには、株主は、株主名簿上の株主である必要があるが、振替株式の株主であっても個別株主通知は要しない。

株主による書面交付請求は本施行日から可能となる。したがって、会社においては、本施行日までに、上記①の方法で書面交付請求がされた場合の対応や株式取扱規程の改訂¹¹等について準備を進めておく必要がある。

(2) 電子提供措置事項記載書面への記載の省略

会社は、定款にその旨の定めがある場合には、法務省令において認められる範囲で、電子提供措置事項の一部について、書面交付請求をした株主に交付する電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる(会

⁹ パブコメ結果第3.1(1)④

¹⁰ 前掲注3・9頁～10頁、井上卓発言

¹¹ 株式取扱規程の改訂については、2022年4月8日付全国株懸連合会理事会決定「株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について」が参考になる。

社法325条の5第3項)。

記載を省略することができる事項の範囲は会社法施行規則95条の4第1項において定められており、その範囲は従前の株主総会招集手続においてウェブ開示をすることができることとされてきた事項の範囲とおおむね共通する。

しかし、連結貸借対照表・連結損益計算書および「役員の実任契約に関する事項」については、ウェブ開示をすることができることとされているものの、現状、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することはできないこととされている。

また、ウェブ開示については、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、2023年2月28日までに招集手続が開始される定時株主総会に関する特例として、単体の貸借対照表・損益計算書(監査報告および会計監査報告を含む)ならびに事業報告における「事業の経過およびその成果」および「対処すべき課題」についてもウェブ開示をすることが認められている¹²(会社法施行規則133条の2、会社計算規則133条の2)。しかし、現状、これらの事項について電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができることはされていない。

もっとも、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる事項については、政府の規制改革推進会議デジタルワーキング・グループにおける議論を受けて、現在、法務省令の改正の要否および内容が検討されている¹³。そのため、この点については、法務省令の改正に関する動向を特に注視しておく必要がある。

(3) 書面交付の終了通知・異議催告

株主による書面交付請求は株主総会の都度されるのではなく、一度請求されるとその後のすべての株主総会について効力が維持される。もっとも、書面交付請求の日から1年を経過したときは、会社は、当該書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には1カ月以上の一定期間内に異議を述べるべき旨を催告することができ、株主が当該期間内に異議を述べなかった場合には株主の書面交付請求は効力を失うこととされている(会社法325条の5第4項・5項)。

書面交付の終了通知・異議催告を実施することができるのは、早くとも本施行日から1年経過後となるものの、書面交付請求の受付は本施行日から始まることから、書面交付の終了通知・異議催告の実施対象株主についてどのように管理するかなど、社内および株主名簿管理人等の関係者との整理を進めておくべきだろう。

3 おわりに

株主総会の運営については、これまでも各社においてさまざまな工夫がされて実務が形成されてきた。株主総会資料の電子提供制度の開始に伴う対応についても、唯一の正解があるものでなく、各社における個別の事情をふまえて、試行錯誤していかざるを得ない性質のものといえる。

本稿において個別に論じたもののほか、制度の株主への周知等も含めて対応・検討が必要となる事柄は多岐にわたるが、本稿がその整理の一助となれば幸いである。

¹² ただし、貸借対照表・損益計算書についてウェブ開示をすることができるのは、会計監査報告に無限定適正意見が付されていることなどの一定の条件を満たす場合に限定されている。また、この特例に基づきウェブ開示を行う場合には株主の利益を不当に害することがないように特に配慮することが求められている。

¹³ この点に関連して、公益社団法人商事法務研究会において設置された「商事法の電子化に関する研究会(電子提供措置事項記載書面)」での議論内容が随時公表されている。本稿脱稿時点(2022年6月27日)における公表資料によれば、本文記載のウェブ開示をすることができる事項と電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる事項との差分のみならず、現状ウェブ開示をすることもできないとされている補償契約に関する事項や役員等賠償責任保険契約に関する事項について電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができるようにすべきか否かも、議論の俎上になっている。